

八幡浜市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省。以下本条及び次条において「ガイドライン」という。）に定める地域クラブ活動に関する認定制度に基づき、八幡浜市が地域クラブ活動の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 八幡浜市が認定する地域クラブ活動（以下「八幡浜市認定地域クラブ活動」という。）の認定に当たり必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な休養日や活動時間が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 教育長は、前項各号に掲げる認定要件を満たしているかどうかについて、ガイドライン別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。

3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、ガイドライン別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」の別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って、別途定める。

(認定申請)

第3条 八幡浜市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請を取りまとめて、八幡浜市認定地域クラブ活動誓約書（様式第1号）、八幡浜市認定地域クラブ活動申請書（様式第2号）及び様式第2号に記載のある添付書類を教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 教育長は、前項に規定する申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体又は実施主体（以下「申請者」という。）に対し、必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 教育長は、前条第1項に規定する申請があった場合には、速やかに審査し、及び必要に応じてヒアリング、現地確認等を行い、第2条第1項各号に規定する認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 八幡浜市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条第1項各号に規定する認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は前項の認定を受けたものとみなす。

(認定の有効期間)

第5条 前条の規定により認定を受け、又は認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動（以下「八幡浜市認定地域クラブ活動」という。）の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

(認定又は不認定の通知)

第6条 教育長は、第4条第1項の規定による認定をしたときは、八幡浜市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 教育長は、第4条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、八幡浜市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、八幡浜市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第8号）を速やかに教育長に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。

(休止の届出)

第8条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止するときは、八幡浜市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第9号）を速やかに教育長に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 認定地域クラブ活動の実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、八幡浜市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第10号）により、速やかに教育長に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 教育長は、八幡浜市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
 - (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
 - (3) 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体から、前条の規定による認定取消しの申出があったとき。
- 2 教育長は、前項の規定により認定を取り消したときは、八幡浜市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第11号）により、八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体に通知するものとする。

（バス利用申請書の届出）

- 第11条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体は、地域クラブ活動への移動手段として市が運行する「浜っ子バス」利用を希望する生徒に対し、浜っ子バス利用申請書（様式第12号）を手交の上、取りまとめて教育長に届け出なければならない。
- 2 前項に規定する申請書の届出について、八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体が八幡浜市である場合においては、所属校が届け出るものとする。

（実績報告書の届出）

- 第12条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体（学校部活動から地域へ移行したスポーツ又は文化活動の拠点となる団体（以下「地域クラブA」という。）に限る。）は、当該実施主体の活動の実績を、毎月7日までに八幡浜市認定地域クラブ活動指導者実績報告書（様式第13号）により、教育長に届け出なければならない。

（収支予算書の届出）

- 第13条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体（地域クラブAに限る。）は、毎会計年度開始前に、総会の決議を経て、収支予算書を八幡浜市認定地域クラブ活動収支予算書（様式第14号）により、教育長に届け出なければならない。

（収支決算書の届出）

- 第14条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体（地域クラブAに限る。）は、毎会計年度終了後、速やかに監事の監査を経て、収支決算書及び監査報告を八幡浜市認定地域クラブ活動収支決算書及び会計監査報告書（様式第15号）により、教育長に届け出なければならない。

（対外運動競技・文化的活動行事参加承認申請書及び結果報告書の届出）

- 第15条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体（地域クラブA、柔道、水泳又は陸上競技に限る。）は、中学校体育連盟主催又は各連盟若しくは各協会主催の公式試合に参加する場合、対外運動競技（文化的活動）参加承認申請書（様式第16号）により、当該大会又は行事实施の7日前までに、その旨を教育長

に届け出なければならない。

- 2 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体（地域クラブA、柔道、水泳又は陸上競技に限る。）は、前項に規定する大会又は行事の結果について、対外運動競技（文化的活動）参加結果報告書（様式第17条）により、当該大会又は行事実施後7日以内に、教育長に届け出なければならない。

（指導者推薦の届出）

第16条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体（地域クラブAに限る。）は、新たな指導者を認定地域クラブ活動指導者として配置しようとするときは、八幡浜市認定地域クラブ活動指導者推薦書（様式第18号）により、教育長に届け出なければならない。

（八幡浜市認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第17条 教育長は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、八幡浜市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（八幡浜市認定地域クラブ活動に対する支援）

第18条 教育長は、八幡浜市認定地域クラブ活動について、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用又は使用料の減免、指導者資格取得助成、生徒輸送手段の確保等）
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 教育長は、地域クラブ活動が第2条第1項各号に掲げる認定要件のうち、第3号又は第6号を満たしていない場合であっても、令和9年3月31日までの間は、認定を行うことができるものとする。
- 3 前項に規定する場合においては、教育長は、当該地域クラブ活動の実施主体に対し、その活動の質の担保等のために必要な指導助言等を行うものとする。